

第9条 「家の人がいじめをしないこと」

家の人、子供のことにいちばん責任があるので、子供がいじめをしないように育てます。
自分の子供がいじめられたときは、いじめから守ります。
国や県、市、学校と力を合わせて、いじめをなくすようにします。

第10条 「いじめをなくすために」

国や県、市、地域で、いじめをしない子供を育てます。
いじめがある、いじめかもしれないと思ったときは、みんなに知らせます。国や県、市、地域のみなさんは、子供の手本となって、いじめがなくなるようにします。

二 小の先生ががんばること

ふだんから、いじめが起きないように、あたたかな学校にします

○みんなが学び合える教室 ○あいさつ ○スマイルタイム など

いじめを早く見付けられるようにします

○みんなの笑顔チェック ○学びやあそびのようす ○アンケート ○相談
○いばらき「心の健康観察」 などから

いじめが起ってしまったら、力を合わせて解決するようがんばります

1 先生たちがチームを組んで、どんなことがあったのかを調べます。



いじめた人やいじめられた人だけでなく、まわりにいた人にも話を聞きます。

2 調べたことをもとに相談して、解決の方法を考えます。



いじめられた人とどうしたらよいか話し合います。

いじめた人や、まわりにいた人とも、どうしたら解決できるか話します。

3 家の人に知らせて、起こったことを伝え、これからどうするかを相談します。



おたがいに安心して学んだり活動したりできるように相談します。

4 いじめが解決するまで、先生チームが見守ります。



いじめられた人もいじめた人もまわりの人も、安心できるまで先生チームが見守ります。

もっとあたたかな学校になるよう、反省したり工夫したりします。

《みんなへおねがい》「いじめかな」と思ったら、できるだけ早くだれかに教えてください。
勇気がいることですが、つらい思いをしている人を助けましょう。
あなたも、いじめをなくすチームのなかまです。

※ いじめ防止対策推進法〈牛久第二小学校児童版〉は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)と「茨城県いじめの根絶を目指す条例」(令和2年4月1日施行)を基に作成しています。